不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>利用の制限</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　管　部　課　係　名</td><td>教育総務部歴史民俗資料館文化財係</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>新座市立歴史民俗資料館条例第７条
教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者の資料館の利用を制限することができる。
⑴　資料館の施設、設備及び資料を損傷するおそれがあると認められるとき。
⑵　公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
⑶　その他資料館の管理上支障があると認められるとき。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関　係　条　項</td><td></td></tr>
<tr><td>基　準
（未設定の場合はその理由）</td><td>未設定（前例がないため）</td></tr>
<tr><td>参　考　事　項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成１１年７月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>